

承認第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 1 0 月 2 0 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第12号

令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）について

令和5年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和5年9月22日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設基本計画等策定事業	千円 10,000

議案第49号

令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について

令和5年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,365千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,191,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月20日 提出

おいらせ町長 成田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,224,255	152,206	1,376,461
	2 県補助金	473,765	152,206	625,971
19 繰入金		299,338	16,159	315,497
	2 基金繰入金	290,781	16,159	306,940
歳入	合計	11,022,891	168,365	11,191,256

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,378,981	76,159	1,455,140
	2 企画費	459,698	76,159	535,857
3 民生費		3,982,453	92,206	4,074,659
	2 児童福祉費	2,064,516	92,206	2,156,722
歳出合計		11,022,891	168,365	11,191,256